

議 事 録

令和6年9月10日

開催場所	伊賀市役所本庁2階 202・203会議室										13:30～15:20
会 議 名	第15回伊賀市農業委員会総会										
出席者	坂本	森下	玉岡	門口	森田	高田	西田	大田	藤室	松永	中原
	田中	山本	稲森	西尾	橋本	折戸	喜多	西口			
	(計19名)										
欠席者	川口(一) 福岡 池町 福地 喜久永 吉岡 川口(貞)										
事務局	林	小林	矢野	岡嶋	北田						
議 事											
議 長	予定の時刻になりましたので、只今から伊賀市農業委員会第15回総会を開催します。										
議 長	お忙しい中ご周知を頂きまして有難うございます。まだまだ稲刈りの最中だと思います。 私も昨日刈っておりましたが、刈取り部が壊れまして困っております。あと5反で終わるんですけども、修理が終わり次第頑張りたいというふうに思っております。 米の概算金ですけども、伊賀米コシヒカリ一等が9,250円、それから二等が9,000円ということで、頑張ってくださいました。 これを受けて、個人売りをなんぼにしようかっていうのは、非常に迷っておられまして「ナンボにすんねん」と、現場で聞かれております。 先日、木津川市のアル・プラザに行って購入値段と言いますか、見てみますと5kg 4,000円弱で売っております。びっくりしました。大体そうらしいですね今、5kgそれぐらいの値段で売ってるっていうのが。 そうしますと、概算金のどうのこうの言うのは避けたいと思いますが、せっかく上げていただきましたので、頑張って収穫をしていただきたいと思いますけれども。 島ヶ原の収量が皆さん少ないようで、私も刈っている最中少ないなあという感覚を持っております。非常に心配をしております。 一方では、日本農業新聞を見てみますと、米農家の廃業が今回最高ペースで上がってきています。 まだまだ米の価格に価格転嫁と言いますか、電気代とか肥料代とか色々転嫁されてないということで、非常に米農家の廃業が進んでるようでございます。 前も言いましたように米価格の出し方をですね、変えていかんとかこういう感じになるかなというふうに思っております。 昔のように生産者米価と消費者米価の差を国が埋めるというような形でやって頂きたいなというふうには思っておりますけども、今後の課題と致したいと思います。 それでは、始めたいと思います。										
議 長	それでは、総会の成立報告を事務局に求めます。										
事務局	委員総数24名中現在19名の委員に出席を頂いています。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定にある「総会の成立要件」にあります「過半数の出席」を満たしておりますので、本総会が成立していますことをご報告申し上げます。 あと一つ事務局から、事務局長福山ですけれども、本日、議会が始まっております、議員の一般質問がありまして、丁度今頃農業、農村整備について質問がされている頃になります。終わり次第、と言っても総会と同じ午後4時頃に終了になるかもしれません。福山からは、議事進行よろしく願いますというふうに言われております。 以上でございます。										
議 長	次に、今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。										
一 同	異議なし。										

議 長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。 署名者は、2番の門口委員、3番の森田委員にお願いします。 本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになって いますので、ご承知おきください。
議 長	それでは、只今から議事に入ります。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、 報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、いずれも報告案件ですの で一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。 賃貸借の合意解約がなされ、報告件数13件、筆数は田27筆、面積は合計44,223㎡に ついての通知がありましたので報告いたします。
事務局	続きまして報告第2号、使用貸借契約の解約による通知についてご説明します。 無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数2件、筆数は田4筆、面 積は合計1,203㎡についての通知がありましたので報告いたします。
議 長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。
議 長	ご発言が無いようですので、 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、 報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきく ださい。
議 長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 議案第1号No.1～6について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。総会資料4 ページをご覧ください。 No.1、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は136aで、取得後は147a となります。農作業歴3年で、本人と子が常時従事しています。 農機具は田植機、トラクター、コンバインをリースしています。水稻を作付け予定です。 譲受人は山出に(有)〇〇を設立し土木建築事業を営んできましたが、現在は、息子に 役職を譲っています。住所は大阪ですが上野丸之内に拠点となる居宅があり、通作距 離も問題ありません。6月総会で許可された10,706㎡の田6筆に隣接する農地であり、 効率的に耕作できると認められます。 なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.2、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は2,687aで、取得後は2,844aとなります。譲受人は平成8年6月11 日に設立された農地所有適格法人で、理事3名を含めた構成員5名が農業に常時従 事し、農機具はトラクター5台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、収穫機1台、 動力カルテ1台、ローラーリフト1台を所有されています。水稻、玉ねぎ、にんにくを作 付け予定です。 譲受人は予野地区を中心に花垣地区で大規模に経営している法人で、当該地につい ても効率的に活用できると認められます。 なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.3、詳細は議案書のとおりです。 譲受人の取得後の耕作面積は248aとなり、農作業歴は27年で常時従事されており、農 機具は、トラクター、田植機、コンバイン等を各1台所有されています。 申請地の登記簿上の地目は畑ですが、現況は、周囲にある譲受人の農地と町合わせ されており、田として一体利用されています。申請地は、これまで譲受人が水稻を耕作 されており、今後も引き続き水稻を耕作される計画で、自宅から1.5kmであることから取 得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりませ ん。 また、本日、柘植地区の農業委員さんは欠席されていますが、8月26日に関係者一同 で現地立会を行い、委員さんに問題がないとの意見をいただいています。

事務局	No.4、詳細は議案書のとおりです。 取得後の耕作面積は2aとなり、譲受人は申請地の隣りにある空き家を本年の7月に取得済みであることから、今後、伊賀市へ移住したうえで常時従事される予定です。 申請地では、自家用野菜を耕作される計画で、農機具は必要に応じて調達する予定です。申請地は取得した居宅の隣接にあることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。 なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.5、詳細は議案書のとおりです。 譲受人の取得後の耕作面積は65aとなり、農作業歴は5年で常時従事されています。 譲渡人は遠方で農地の管理ができないことから地元の受託組合へ相談していたところ、受託組合を通じて譲受人が見つかったことから申請されたものです。 農機具は、トラクター、田植機、コンバインを受託組合から借り受け、申請地では水稻を耕作される計画です。申請地は自宅から7kmであり、近隣でも水稻を栽培されることから取得後も効率的に耕作できると認められます。 なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.6、詳細は議案書のとおりです。 取得後の耕作面積は2aとなり、譲受人は申請地の隣りにある空き家を購入し、今後、伊賀市へ移住したうえで常時従事される予定です。 申請地では、西瓜やキャベツを耕作される計画で、農機具は耕うん機1台を自己資金で購入する予定です。申請地は購入する居宅の隣接にあることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
議 長	只今の説明に関連して、花之木地区、花垣地区、西柘植地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
門田委員	No.1、8月の28日に関係者と現地立ち合いを行いました。譲受人の〇〇さんは、6月でしたか同じように第3条の関係で申請がありました。今回と同じく大野木地区で、前回は多分6反くらいだったと思いますが、近場で同じような条件で1反2畝程になります。個人さん、それから蔬菜等についても前回ここで確認をされておりますので、何ら問題は無いと思います。 よろしくお願いします。
中原委員	花垣地区です。8月の30日、現地立ち合いを行いました。事務局の報告通り特に問題ないと思われますので、よろしくお願いします。以上です。
福岡委員	西柘植地区ですが、8月の28日に、関係者一同が現地の立ち合いをしました。 4番と6番につきましては、先程事務局から説明があったように空き家を利用して近くの農地、畑を耕作するとのことでした。 5番につきましては、6月の委員会に於きまして3条申請で農地を耕作するということで審査が上がっております。その近くに今回同じく同様の農地を買うということで申請がありましたので、何ら問題が無いということで、ご審議よろしくお願いします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号No.1～6について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.1～6について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～6については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第1号No.7～11について、事務局の説明を求めます。

事務局	No.7、詳細は議案書のとおりです。 譲受人の取得後の耕作面積は44aとなり、農作業歴は45年で妻と共に常時従事されています。譲渡人は相続により農地を取得しましたが農地の管理ができず、譲受人の自宅前にある畑であることから売買するに至ったものです。 農機具は耕うん機を2台所有されており、申請地では野菜を耕作される計画です。申請地は自宅前にあることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。 なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.8、詳細は議案書のとおりです。 譲受人の農事組合法人〇〇は、主たる事業を農業として平成24年8月に伊賀市島ヶ原地内に設立された法人で、農地所有適格法人としての要件を満たしています。 譲受人の耕作面積が無く、法人であることから9月2日に新規営農面接審査を行いました。申請者は、これまで農地を借り受け水稻や野菜を耕作してきましたが、農地の所有者が高齢になり管理ができなくなったことに伴い、育苗ハウスの規模拡大と事務所前にある畑を利活用することになり譲り受けることになったものです。 今回取得する田2筆では基礎無しの育苗ハウスと野菜、畑2筆は野菜やハーブ、観賞用の花きを栽培する計画で、農機具はトラクター、田植機、コンバインをリースする予定です。申請地は事務所前と事務所から300mにあり、取得後も効率的に耕作できることから、新規営農面接審査の結果、新規農業従事者として認められたところです。 なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.9、申請内容については総会資料のとおりです。取得後の耕作面積は49aとなります。 農作業歴は本人が30年農業に従事しております。農機具は、耕運機を所有、トラクター、田植え機、コンバインはリースされ、取得後はミカン等柑橘類を耕作されます。申請地は自宅から2～3分であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.10、申請内容については総会資料のとおりです。取得後の耕作面積は721aとなります。 農作業歴は本人が10年、夫が12年農業に従事しております。農機具は、トラクター3台、コンバイン1台、田植え機1台、籾摺機1台を所有され、取得後は野菜を耕作されます。 譲受人が隣地に空き家を購入し居住予定で、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.11、申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積が無く、現地立会時に面談を行いました。 三田の農地で、大根、じゃがいも等野菜を耕作し、自家消費します。取得後の耕作面積は3aとなります。農作業歴はありませんが、近隣の方に教えていただき、耕作する予定です。農機具は現在ありませんが、今後、耕運機・運搬機・草刈機を導入予定です。申請地の近隣に譲受人の母が空き家を購入し居住することから取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
議 長	只今の説明に関連して、島ヶ原地区、新居地区、三田地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。まずは島ヶ原地区は、私が説明をいたします。
坂本委員	7番は昨年、譲渡人の父親が亡くなりまして、相続をしたということで、遠方、距離が離れてはいるんですけど、もう2年ほど前から譲受人が耕作をしており、これは相続してその後譲受人が耕作するということで、問題無いというふうに思っております。 それから8番ですが、譲受人は「〇〇」、米粉パンで有名になりまして、非常に大々的に米粉パンの販売を行っております。6次産業ということになっておったんですけども、以前より米粉パンの米をですね、代表理事のご主人の方が個人的に作っておって、そこへ納入してたという形をとっております。今回、事務所の横に将来農家カフェを作りたいということもありまして、その周りの遊休農地の畑を購入して、農家カフェをしたときにちゃんとしたようにしたいということで、今回の購入ということになりました。 しっかりと〇〇、法人としてやっておりますので、何ら問題は無いというふうに思います。

森田委員	9番の東高倉の件ですけれど、譲受人の方のすぐ自宅の裏手になる場所で、継続的に畑として利用されることと思いました。 あと、10番11番なんですが、家を購入されたところに付いていた畑なんですが、家もそのすぐ横にあり、これからいろんな野菜を作ることを楽しみにされているようなので、特に問題はないと思います。 審議をよろしく願いいたします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号No.7～11について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.7～11について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.7～11については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第1号No.12～16について、事務局の説明を求めます。
事務局	No.12、申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積が無く、現地立会時に面談を行いました。 一之宮の農地で、さといも、柿、梅等を耕作し、自家消費します。取得後の耕作面積は11aとなります。農作業歴は本人が10年、夫が10年農業に従事しております。農機具は耕運機1台、草刈機3台所有されています。申請地の近隣に空き家を購入し居住することから取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	13番と14番は、譲受人が同一ですので、同時に説明させてください。 13番、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の有限会社〇〇ですけれども、こちらの方は山添村で酪農を主にしている法人です。農作業をしているのは4名です。譲受人の耕作面積は219aで、申請地では飼料用のトウモロコシを栽培する予定です。農機具はトラクター、コンバインなどを所有しています。 申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	14番も耕作面積や栽培作物などは先ほどの説明と同じです。 13番14番、猪田地区の川口委員さんは本日欠席なんですけれども、問題ございませんということでした。
事務局	15番、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人は、先月、新規就農で説明した〇〇さんです。今月分を追加で購入します。申請地ではブドウを栽培する予定です。農機具は耕耘機と草刈り機を所有しています。申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.16、申請内容は総会資料のとおりです。申し訳ございませんが、議案のところに耕作面積1と書いてありますが、これは0で新規でございます。 譲受人は新規就農者で、近日中に申請地の近くの住居を購入し転居の予定です。申請地では野菜を栽培する予定です。農機具は管理機を所有し、耕耘機をレンタルすると聞いています。 申請農地にかかる借受人はおりません。
議 長	只今の説明に関連して、府中地区、阿保地区、矢持地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
高田委員	府中です。8月の26日に現地立ち会いを関係者で行いました。事務局の説明どおりで何も問題がないと思いますので、ご審議よろしく願いします。
折戸委員	8月26日に、関係者一同で現地確認を行いました。事務局の説明の通り問題は無いかと思います。

喜多委員	16番なんですけども、8月の26日に現地確認を、私と推進委員さんとでさせていただき ました。 内容につきましては、今ご説明のあった通りでございます。家を購入して畑をとということ ですので、ひとつよろしく願いいたします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号No.12～16について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.12～16について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願い します。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.12 ～16については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題としま す。議案第2号について、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明いたします。6ペー ジをご確認ください。 No.1、申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は岩倉郵便局から南へ約70mに位置し、周囲は宅地に囲まれた生産性の低い 狭小の農地であることから第2種農地と判断します。申請地は、昭和40年から庭及び管 理道として使用していることから、顛末書を添付しての申請です。 申請地は、相当数の居住用家屋が連たんしている市街地の区域内にあるため、今回 の転用はやむをえないと判断します。取水、汚水、雑排水は無く、雨水は自然浸透しま す。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障は ありません。
議 長	只今の説明に関連して、新居地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説 明をお願いします。
森田委員	8月28日に現地の立ち会いを行いました。本当に狭小な、住宅の前にあったのであろう という感じの畑でした。と、言いますかもう跡形も無かったんですけれども。もう、サツキ だとかそういう小さな木があって、もうその頃からからそういう管理をして利用されている という感じでしたので、仕方ないっていう感じでした。審議をよろしく願いします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原 案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題としま す。議案第3号No.1～4について、事務局の説明を求めます。

事務局	議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。総会資料7ページにあたります。 No.1、詳細は議案書のとおりです。申請地は、旧伊賀市消防本部中消防署の西100mほどに位置する土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に該当します。 譲受人は平成20年に設立された土木建築その他各種工事の請負を行う会社で、その業務のための資材置場として利用する計画です。土地造成は切盛はせず整地のみで、取水、汚水はなく、雨水は自然浸透により処理する計画です。周囲に小堤を設け土砂の流出を防止します。 資金計画については証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には内容を説明済みで、令和5年11月28日付で許可された今回の申請地の北隣の資材置場と一体利用する計画なのですが、それにあたって今回、間にある用水路がありまして、そちらの利用については関係者と調整済みであり支障はありません。 用途区域が定められた旧市街化区域内農地であり、既存の資材置場の拡張であることから、今回の転用はやむをえないものと判断しています。
事務局	No.2、詳細は議案書のとおりです。 申請地は、伊賀上野城の北約300mに位置する住宅街の一角で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため第3種農地に該当します。施設の概要は、建設業を営んでいる譲受人がコンクリート2次製品等の資材置場として利用する計画です。 進入口となる南に接する敷地、今回の譲受人の所有地なのですが、そちらの高さまで50cmほど盛土をし、敷地内は砂利敷とします。境界にはコンクリートブロック壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。取水はなく、排水は雨水のみで申請地内にU字溝を設置し集水桝から既設水路に放流します。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺の農地に支障はありません。 用途区域が定められた旧市街化区域内農地であり、譲受人の自宅から80m程に位置する土地でもございまして、利用についてはやむを得なく、今回の転用は妥当であると判断しています。
事務局	No.3、詳細は議案書のとおりです。 申請地はNo.2と同じく伊賀上野城の北約300mに位置する住宅街の一角で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に該当します。施設の概要は、住宅2棟分の分譲地の造成で、313㎡と309㎡の二区画と86㎡の敷地内道路という内訳です。建築面積90㎡ほどの居宅を想定しており、基準となる建蔽率22%以上も確保されており問題ありません。 土地造成は進入口となる道路高さまで盛土を行い、敷地内通路部分86㎡はアスファルト舗装を行います。境界にはコンクリートブロック壁を設置し土砂の流出を防ぎます。それぞれの区画において、取水は北側の道路埋設管より引き込み、汚水は合併浄化槽を設置し北側の既設水路に放流します。雨水は敷地内にU字溝を設置し、集水桝から北側の既存水路に放流します。 資金計画については資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺の農地に対して支障はありません。 用途区域が定められた旧市街化区域内農地であり、住宅街に隣接する農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。
事務局	No.4、申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は、上野自動車学校から南西へ約450mに位置し、土地改良法による換地処分農地であるため第1種農地の要件に該当しますが、伊賀鉄道新居駅からおおむね500m以内の区域にあるため第2種農地と判断します。以上の申請内容で今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より令和6年12月30日までの計画です。 取水、汚水、雑排水はなく排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを204枚設置、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

議 長	只今の説明に関連して、小田地区、新居地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
玉岡委員	No.1、8月の27日に関係者一同で現地確認を行いました。 先ほど事務局からのご報告の通り、ご説明いただいた通り、この土地につきましては、市土木建築、その他各種工事の請負をしております〇〇の資材置場というようなことで、周辺の農地は毎回5条なり4条なりに転用していくというようなことで、今回の物件につきましても農地はまだ少しは残ってるんですけど、影響は無いというようなことでございますので、よろしくお願いします。 No.2につきましては、先程と同じく8月27日に現地確認を行いました。これも先程事務局からご説明いただいた通りでございます。小田で〇〇、〇〇さんの資材置場というようなことで、ここも住居に囲まれた農地で、そしてNo.3につきましても、地番が〇〇、〇〇ということで、その隣に宅地を、2区画の分譲をしたいというようなことですので、何ら周辺の農地っていうのはもう殆どありませんので、何ら影響もありませんので、第3種農地ということでもありますので、よろしくご審議のほどお願いします。
森田委員	8月28日に現地の立ち合いをしたんですけども、この今回の転用する場所なんですけれども、傾斜になっている勾配のある地区でして、今回の申請地が一番上の方にありまして下の方がずうっとソーラーパネルが張り巡らされているような所でして、周辺の農地というのも山だったりなので、問題は無いかと思います。審議をよろしくお願いします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第3号No.1～4について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第3号No.1～4について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～4については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第3号No.5～10について、事務局の説明を求めます。
事務局	No.5、No.6、No.8は譲受人が同一で申請地が全て近隣ですので、併せて説明させていただきます。申請内容については総会資料のとおりです。 申請地はJR伊賀上野駅から南西へ約380mに位置し、No.5、No.8は周辺を川と宅地と雑種地に分断された10ha未満の小規模の一団の農地であることから第2種農地、No.6は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地と判断します。以上の申請内容で今回の転用はやむをえないものと考えられます。 工事計画は許可日から令和6年12月31日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水、汚水、雑排水はなく、排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを合計で400枚設置、土地改良区、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.7、申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は、JR伊賀上野駅から北へ約500mに位置し、周囲を雑種地と宅地に囲まれた狭小の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断します。以上の申請内容で今回の転用はやむをえないものと考えられます。 工事計画は許可日より令和7年5月31日までの計画です。取水、汚水、雑排水はなく、排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを148枚設置、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	No.9、申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は、上野自動車学校から北東へ約450mに位置し、周囲を雑種地と宅地に囲まれた10ha未満の小規模の一団の農地のため、第2種農地と判断します。以上の申請内容で今回の転用はやむをえないものと考えられます。 工事計画は許可日より令和6年10月30日までの計画です。取水、汚水、雑排水はなく排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを132枚設置、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.10、申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、荒木団地の南東部に隣接しています。周囲を山林で囲まれ基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、申請人の太陽光発電施設です。 施設の概要といたしましては、申請地につきまして、204枚のパネルを設置し、設置率といたしましては40.85%となり、目安となる40%はクリアしております。取水は無く、汚水も無く排水は雨水のみで自然浸透により処理する予定です。当該申請につきましては先程申し上げたように基盤整備されていない狭小な農地であり、現在休耕田でもあることから、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。周辺農地に対して支障はございません。
議長	只今の説明に関連して、三田地区、中瀬地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
森田委員	三田の5番、6番、8番。同じところで田んぼが続いてたので、1ヶ所の立ち合いで済んだんですけども、以前、数カ月前かの申請で出てきたところを元に、その田んぼの右だったり左だったりするところで、今回また新たに3筆分の申請が出ていた感じでした。それで、その辺りは殆ど耕作されているところがなくて、周辺の農地への影響というのは無いように思いました。 それから7番ですが、申請地のところの隣2方向にもうソーラーパネルが建っているところでした。何も問題はなかったと思います。 あと、9番なんですが、真ん中に何か畦畔があるので、その辺の事務的なことを終えてという風にお話をされていたので、特に農地的には問題は無いかなと思いました。審議をよろしくお願いいたします。
西田委員	10番、荒木が丘団地の山側の、昔は田んぼであったんですけど休耕地になっておりましたところに太陽光発電をするということで、事務局の説明のとおりだと思います。地元の区長やら地権者には説明をしていると聞いています。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第3号No.5～10について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.5～10について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.5～10については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第4号「非農地証明下付願について」を議題とします。 議案第4号No.1～3について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書8ページをご覧ください。議案第4号非農地証明下付願についてご説明します。No.1、詳細は議案書のとおりです。 申請地は伊賀鉄道市部駅から東へ3km程に位置し、周囲を山林で囲まれた基盤整備されていない農地であることから第2種農地と判断します。当該農地は、平成3年に植林され、申請には木の幹が直径25cm程度の写真が添付されています。また、現地調査でも山林化していることを確認し、農地に戻すことは困難であるため、非農地として問題はないと判断します。

事務局	No.2、申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は、岩倉郵便局から北へ約380mに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。 当該農地は国土地理院の地図、また現地立会で樹齢も確認したことから、当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.3、申請内容は総会資料のとおりです。 申請地は、〇〇(株)の北側に隣接しています。周囲を山林と宅地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。 当該農地は、30年以上前から耕作されておらず、森林化しており、農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。
議 長	只今の説明に関連して、依那古地区、新居地区、友生地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
藤室委員	山奥の中に「こんな山の中に田があるんだ」というような状況の土地で、現実に見た状態では山林化され、畑の見分けがつかないと言うような状況です。山林化して20年以上経過していると考えられます。 審議をお願いいたします。
森田委員	8月28日に現地立ち会いをしまして、確かにもう足も踏み入れるのも難しいようなところになっていたのが現状で、農地に戻すことはできないという判断でいいと思いました。よろしくをお願いします。
大田委員	8月の25日に関係者で立ち上りを行いました。で、事務局から説明のあった通り〇〇という建設会社と、川との間に挟まれた狭小な土地で、もう木も生えて竹も沢山生えて入って行くのにも困難な状態のところですので、申請の通り非農地を認めても問題ないという風に判断しています。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第4号No.1～3について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第4号No.1～3について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明下付願について」No.1～3は原案のとおり下付することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	総会資料9ページをご覧ください。議案第5号、農用地利用集積計画についてご説明します。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。 新規設定57件、再設定2件で、田85筆、畑4筆。計画面積は合計145,978㎡です。 整理番号525の〇〇さん及び整理番号544～550の〇〇さんにつきましては、9月2日に新規営農面接審査会を行い、新規就農者として認められました。

事務局	〇〇は、令和6年6月に設立された農業生産法人で、役員は取締役3名、うち2名が農作業に常時従事します。2名は43歳で農作業歴はありませんが、焼き芋用のサツマイモの生産を知人に教わりながら行います。農機具はトラクターとうねたて機械を購入済みで、その他収穫機等は当面は知人と共同利用し、必要に応じて購入を予定しています。 その知人は現在、生産したサツマイモをフリーの自動販売機業者に卸しており、自動販売機で買える焼き芋として全国に販路を持っていて、生産が追い付かない状態なため、当法人の立ち上げから支援をしています。その販路を活用する計画であり、効率的に活用されると認められます。
	〇〇さんは、令和3年に設立された農業生産法人で、役員4名のうち4名が常時従事します。組合員は26名で農地面積は26haになります。組合員の共同利用施設の設置や、農作業の共同化、受託を行う、地元の農業者さんによる集落営農組織の法人化であり、問題なく効率的に活用できると認められます。 (利用権全体説明) 以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。 以上が農地利用集積計画の説明となります。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第5号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり意見の決定をすることとします。
議 長	以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。 少し休憩を取りたいと思います。2時40分まで休憩といたします。
議 長	予定の時刻になりましたので、会議を再開します。 本日は、8回目の情報交換会になります。本日は、20番の折戸委員と、21番の喜多委員にお話しいただきます。どんなお話でも結構です。お話しいただく時間は10分以内、その後委員の皆様で20分以内で意見交換できればと思います。 それでは、折戸委員よろしくお願いします。

折戸委員	皆さんこんにちは。お疲れのところ、ご苦労様です。私は阿保・上津地区担当の折戸です。 情報交換会とありますが、私は65まで会社勤めをしていて、非番休日に家の草刈とか、稲刈りとか田植え、これを手伝う程度で、阿保地区と、勝地以外の上津地区の何も知らない状態でした。ですから、勝地地区のことだけについて、現状を説明したいと思います。 まず件数についてですが、47件で、非農業者は30件、農事組合法人及び個人が17件で、高齢化が進み、年々農業従事者が減る一方なので、平成29年に農事組合法人〇〇を11名で立ち上げました。今年で8年目に当たりますが、現在まで4人が大病に倒れ、実情は7名となりました。勝地地区の個人農業者を除いた総水張面積は14.5町で、1人当たり2町前後を担当しています。 主な共同作業としては、元肥の散布、主食米の田植えと稲刈り、麦の元肥散布及び播種と刈取り。飼料用米の元肥散布と植え付け及び刈り取りなどで、参加できる人数で行い、水の管理とか、夏場の草刈、田起こしについては各担当者が行います。 また、同じ平成29年にふるさと守り隊を結成しました。作業内容は、区民全員が農道及び水路の草刈、獣害柵の点検とするキーです。 勝地地区では北に愛宕山、南が青山高原の裾野で、その中央部分に木津川と奥山川が流れているという地形で、北側には住宅、南側には圃場となっております。 結成の当時には、区民全員で北側と南側の裾野に約2mの獣害柵、その上に50cmの電柵を設置し、9000ボルトの電流を流しています。まるで人間が檻に入ったような感じがしました。 最近猿の出没はありませんが、鹿と猪には手を焼いております。 獣害策もかなり頑丈に作ったつもりですが、8年も経過すると土手も崩れ、獣害柵も傾き、猪による40cm程度の穴が空いていて、内側の農道の両端が猪の折り返しで無残な状態になっています。水の管理や草刈のときには点検し、発見時にはすぐ補修していますが、次の点検に行くと、その後に同じような空いていると、イタチごっこをしているような状態です。 市のほうでは何らかの対策を考えておられると思うんで、あればお教え願いたいと思います。以上です。
議 長	ありがとうございました。皆さん、何か質問等ございませんか。
議 長	〇〇の経営状況はどうですか。
折戸委員	まあ、とんとんです。
森下委員	平均年齢は、どれくらいですか。
折戸委員	平均年齢、長老が80歳で下が63歳かな、70歳前後。
森下委員	だから、今退職して65歳から就農を完全にされましたでしょ。そういうのを見て息子さんがその次に入ってくれるような傾向ですか、全体的に。
	皆さんの息子さんが、また定年したらしょうかな、というような雰囲気 of 勝地地区ですか。
折戸委員	今、60歳でまだ仕事に行ってる人がいるんで、その人達に話をして、土日休みの時にでも手伝いに来てくれよと言って、今2人確保しました。 うちの子どもも45歳になるんやけど、田の草くらい刈りに来よと。やっぱり行ってますわ、休みの時は。ちょっと明るい光は見えるかなと。
議 長	寒暖差とかある地域かと思うんですけど、おいしい米ができています。
折戸委員	奥山川っていう川があるんですけど、これ、上の青山高原の中腹にブナの原生林、三重県では珍しいんですけど、水持ちが良いものできれいな水が流れてくる、冷たい水が。
議 長	因みに、今年の状況はどうですか。
折戸委員	昨日ちょっと計算してもらったら、反に7.9くらい。まあまあかなって。
議 長	コシヒカリで7.9だったら良いですね。他、皆さんございませんか。

議 長	ありがとうございました。 次に喜多委員にお願いします。
喜多委員	失礼いたします。矢持、種生を担当しております喜多といいます。よろしくお願ひします。 今、折戸君の方から説明がありましたように、折戸君の地域のところから私の方はまだ、南の方に位置するところで、上がるわけでございます。だから、165号のAコープのところから約10km、上にあがる訳でございます。だからAコープから市庁舎まで12kmございますので、私ここへ出てくるのに約22kmある訳でございます。 そして、標高は霧生、矢持で408、高尾で466、種生で349と、そしてメナードさんがあってくれる古田が608mぐらい、これは標準の起点のところの高さですのであれですけども、多少は変わると思います。 そして、私たちの矢持の地域から6km奥に青山リゾート メナードもあり、伊賀市と津市の跨ったところにあるわけでございます。そして、その隣に白山航空自衛隊基地があります。そこには建物的なものは、私たちの種生も矢持もそういうものは無いんですけど、白山基地まで行けば建っているのはミサイルが建っています。まあ、そういうようなところでございます。 そして、平成の大合併で伊賀市となった2004年頃には人口700人を超えていましたが、2018年には500人を割り、2024年には400人を割り込む可能性も出てくると違うかなという話もしてるわけでございます。 そして、世帯的な問題ですけども、矢持は216戸、人口として402人です。そして種生の方は、270世帯で515人、両方合わせても1,000人もおらないような、まだ昨日一昨日にも、100歳の方が亡くなられましたので、1人減と言うような感じになっております。 まあ案外と高齢化率も高く、矢持種生地域の両方兼ねてですけども65%近くになり、3人に2人が65歳以上のような感じになります。そして、農業してくれてるの本当に私達のところ高齢者が多いので、75、76、77、78とかの人もおってくれますけども、本当に84歳から90歳ぐらいまで百姓というか田んぼを作ってくれていて、コンバイン乗って稲刈りしてくれてるわけでございます。本当にびっくりするような、元気はつらつやってくれてます。そして、地域によっては本当に74%ぐらいの高齢化率のところもありまして、本当に大変なことになってきてるわけでございます。 そして、小学校とか中学校に通っている子供も少なく、小学校中学校も早く廃校になって市民センターに変わったり、そういう感じになってるわけでございます。そして子供も少ないので、若い世代と同居している家庭は数える程しかありません。本当に3件程です、おってくれるのは。伊賀市は有難いことに、スクールバスで送り迎えしてくれますので、その点は喜んでるわけでございます。 そして、皆様ご存じだと思いますけども、矢持と種生の下流には2023年の3月に完成した川上ダムがあります。私たちの矢持種生地域というのは、ダムの上流になるわけでございます。そのおかげで周辺整備事業とかで、県道松阪線とか整備され、青山町駅とか伊賀市のこっちに来させていただくのも、名張の方へ行かせていただくのも、アクセスはもの凄く、距離はもの凄く近くなったわけでございます。 でも、一番奥にまだ私達のところではコリドール道路がまだ完成に至っておりませんので、上野のこっち側、伊賀市に来るのは良いんですけど、私たちのところから名張の方に向いて滝之原とか方面に行くのは、まだ狭い道があるわけでございますが、順次してくれてはおるんですけども、皆さん言ってるんですけども、今車乗ってる者がよう乗らんようになる頃に通れるか走れるか、分からへんなっていうぐらいの、待ってるわけでございます。

だからメナードとか、ゴルフとかリゾートに来てくれる人は、ナビとかで大阪の方から来ると、名張の方から行きますので、狭い道を走ってみて、車で対向すると、外すと20cmぐらいの段差がありますので、もう底をいわしたりとか色んなこともありますけど、コロードールだけは早くして欲しいなという皆の要望でございます。

そして、田んぼの方ですけど、平成10年から土地改良事業を始めまして、もう25年近く経つわけでございますけども、私達のところは中山間の事業のあれでございますので、田を1反5畝か2反ぐらいの。3反っていうのは1枚か2枚あるぐらいの、ちょっと小規模的な田んぼでございます。

作る段にとっては便利ですし、水の方は山間部ですのもう流れてくるとこは上に民家も無い何も無い、川のところからということですのであれですけども、面積的には少ない。私たちのところでは、総面積で33万㎡ぐらいですかね工事設計時では、でございます。

高齢者が多くなってきて農業を続けていくのには本当に大変で、中山間事業も私共そこを受けて長年やってるわけでございますけど、今年最後の5年目を迎えてるわけでございますけども、中山間でもう年配の人、出来なくなったから辞めるっていうあれになると、女性にも返したり、何人かをせんなんなるので、やってる私たちでその部分の田んぼを作っていかなければならないということで、減りはしませんけど、増えることは沢山に、みたいに大変になってございます。

そして獣害の方、皆さんからも今までずっとお話聞かしていただいておりますと、本当に何処も一緒やなと思うような、感じました。10数年前に伊賀市役所の助成を受け、何かを受け、地域全体を10数km、山を巻いてあるわけでございます。でもそれはもう種生も高尾もそう思う。巻いてあるわけでございます。

でもやっぱり川とか道とかは塞ぐことはできませんので、やっぱりそういう所から入ってきたりとかで、今折戸君も言ったように年数が経ってくるとやっぱり猪が掘ったりなにをしたり、山の中でございますので木が倒れてあれしたとか、1年に1回は点検に回ってるわけでございますけれども、そういうところでございます。

そして皆さんがおっしゃってくれるように猪とか鹿とか猿とか、本当に私達のところ、おらない動物は無いと思うんです。ハクビシンなりもう最悪のあれで、2年ほど前には熊の話も出ましたね、高尾のところで。熊もおっても不思議ではないかなと思うんですけど、来ていただいた先生方にいろいろと、私たち杉、檜です。「山は熊の餌になるようなものが無いのでそんなに長いことはおらんやろ、おったとしたら。」と、そんな話をしとったわけですけども、大変獣害には困っているわけでございます。そして結構檻とかで取ってくれたり、本当に檻の数も何十基ってかけて取ってくれてるわけですけども、なかなか鹿は入っても猪とかそういうものがなかなか入りにくいということで。本当に大きかったら、本当に皆さん信じられないかもしりませんが、本当にもう小象くらいある猪もいるんですよ。鹿もごついし、だからもう人を見ても、昼間でも出てきますので、人を見てもそんなに逃げないし、そんな感じで共存して住んでるような感じでございます。

そして私たちも高齢の中でございますので、最近で耕作放棄地の田畑を利用して、地域活性化で、グループでパッションフルーツの栽培やブルー園の経営、フキの栽培等諸木の方がしてくれているわけでございます。

	特にパッションフルーツの栽培については本当に、南国の作るものでございますので、大変なかなか上手にはいかないというような感じではございます。今の時期はいいんですけどやはり冬を越すのが大変というあれで、そしてパッションフルーツに関しましては〇〇さんとコラボ商品化の開発やらジャムとかドレッシングとか、それをして、多気町の〇〇まで持って行ってるわけでございます。売れる数はそんなに大したことはないんですけども、そういう感じで運んだりとかしてるわけでございます。世話をしてくれてる人も10数年前に大阪から来た夫婦で、〇〇さんという方なんですけども、その方も84歳かな。あれで、多気町まで持って行ってくれて。これが楽しみやって、夫婦で行ってくれたりしてるんですけども、そういうことをしているわけでございます。 そして近年、そんなにして人口も減ってきておりますので積極的に移住者を受入れる家、地区があれば入ってくる、来ていただこうやないかということで、私たちの矢持の腰山地区に皆さんもご存じと思うんですけども、〇〇があるわけでございます。だから種生はあれですけど、矢持で高齢化率、その〇〇を入れると、もう本当に限界集落、すごい高齢化率になるわけですけど、今言わせていただいたのは、〇〇は入っておりませんので。住所はやっぱり矢持になっております。そういうことで近年、〇〇さんとかそういうところ、外国人の方が介護の手伝いをするとか、給食ご飯お手伝いをするとかいうことで、ベトナム、中国、ミャンマー、そういうところから女性の方が来て、そこに就職をして働いてくれてるわけでございます。 そうした中で、年代層が本当にすごいなと思うんですけども、20から22歳ぐらいまでの全員女性の方ですので、空いてる家に4人ずつぐらい住んで、そこから腰山の方へ自転車通って介護をしてくれてるわけでございます。 だから住所はあるので、高齢化率も大分と。20歳ぐらいとかいうとあれですけども、それが一体で一件に4人とか2人とか何で、5地区のところに入ってくれてるわけでございます。 そういう方がおってくれるので、案外と普段も自転車通ってくれたり、挨拶とかはもう何も地域で見守らないと、何も分からないところに来て大変やっちゃうことで、区とか小場単位で世話をしてるわけでございます。だから買い物とかそういうのは〇〇さんが連れて行ってくれたりして、何も不自由は無いんですけど、普段の生活のあれにっていうことで、来てくれて生活をしてくれてるわけでございます。そうした中で本当に普段畑とか何とかでおってくれるおじいちゃんおばあちゃんが自転車止めて話してくれてるので、地域の見守り隊にちょうど良くなっているような感じで過ごしているわけでございます。 本当にもう分かりにくい説明でございますけど、そのような本当に山間の奥でございますので、これからもひとつよろしくお願いしたいと思います。 以上です。
議 長	はい、ありがとうございます。 刈り取り時期とか、ここらよりも遅いとか、そんな無いですか。大体同じくらいですか。
喜多委員	刈り取りはね、9月の7日ぐらいから始まっています。 ここがちょっと、ちょっとだけ遅い。 考えてね。
議 長	ここらよりちょっとだけ遅い感じですね。
喜多委員	そうですね、ちょっと遅いですね。それで古田の方まで、〇〇さんのとこまで上がると、まだもうちょっと遅いですね。 そこは青山だけのあれですけども、今は良いお米が取れる。
議 長	この間、話聞いてましてね。
喜多委員	昔なんか本当に、ね、ここまでできなかった。僕、〇〇でしたのであれですけども、もうそんな一類とかいう品種ができないような。西瓜もこれ位から大きくならないような、そういう地域だったんですけど、それが今、5町ぐらいの耕地整理して面積はあるんですけども。そこは、まだもうちょっと、やっぱり10日ぐらい遅いです。
議 長	作柄っていうか、どうですか。米の出来具合は。

喜多委員	まあ普通と違いますか。粒は、私らのところはやっぱり暖かいさかいにちょっと小粒ちゅうんか、そんなことを言っていましたけれども。〇〇さんがおったら一番良く分かるんですけど。
森下委員	博要の丘っていうのは種生地区？
喜多委員	そうです、種生地区です。
森下委員	その後はどうですか、都会の人との交流とか。
喜多委員	それはしてますね。ちょっと私たちの矢持からちょっと、ね。小学校の博要の、夏とかバーベキューしたりとか、グランドゴルフとかですかね。
森下委員	廃れず、その後ずっとそういう継続的な行事にされてますか。
喜多委員	しています。
議 長	皆さんから何かございますか。
議 長	折戸委員、それから喜多委員、ありがとうございました。これで、意見交換会を終えたいと思います。次回は、22番の西口委員と、23番の喜久永委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います、何でもよろしいです。
議 長	事務局の方から何か。
事務局	事務局から1つだけ連絡をさせていただきます。 大変遅くなって申し訳ございませんでした。今年度、やっとな農地パトロールの実施についてお話をさせていただきたいと思います。 9月2日火曜日に開催しました役員会におきまして、農地パトロールの実施について、ちょっとお諮りさせていただいて、これでということで承認頂いたところでございます。今年度につきましては、今9月ですけど、10月から12月までの3ヶ月をパトロールの強化月間に位置付けまして、皆様に農地パトロールといいますか、農地利用状況調査といいますか、をお願いしたいと考えております。 つきましては、このパトロールが10月に入ってからになりますので、今まだちょっと日しか決めてないんですけど、10月2日水曜日の午前中にですね、人数がございまして、隣の県の伊賀庁舎の方の会議室を借りておりますので、そちらの方で説明会といいますか、研修会といいますか、というのを開催させていただく予定で、現在事務を進めてございます。 正式な場所でありましてか時間とかは、改めて文書で送付させていただくんですけども、10月2日の午前中そういったことがあるということで、ご予約をお願いします。
西田委員	はい。
議 長	どうぞ。
西田委員	要望やけど、農地パトロールをタブレットを使ってですね、できひんのかなあ。地図を広げて大変なので、タブレットだったら基準を見るのも楽だし、田んぼの輪郭も入ってるらしいですね。 農水省のemaffナビとか言ってああいうサービスもあるし、それとマッチングして。タブレットを農業委員会は買うてあるし。
事務局	逆にそれをこちらからお願いしようと思っていてこんな時期になってしまっているんですけど、タブレットを持って行って頂きたいということもあって、今回の研修会を開催させて頂くのですが。農水省が言っているほど物凄く優れたシステムでは無いって思われるかもしれません。
西田委員	タブレットを使うの？いつから？

事務局	使えます。思ったより使えへんなと思ってくれるかもしれんし、これは便利だなと思ってくれるかもしれないし。有難いです、使ってもらったほうが有難いです。それで、今年はタブレットについてということで今研修会の準備をさせてもらってて、三重県の農業会議の研修にも、うちの事務局で参加して、一日半ぐらい教えてもらったりと、そんな事もありましたんで。 それで今準備をしておりますので、お願いいたします。
玉岡委員	10月2日の何時からですか。
事務局	時間がですね、まだ決めてないんです、ごめんなさい。 そういったことで、タブレットのこともあって時間が掛かるかもしれないので、それやったら9時半ぐらいに開始になるかもしれないと。 本当は10時ぐらいが良いかなと思ってなんです、あと30分早くさせて貰って、タブレットについて、ゆっくり説明させてもらえばいいのかな、と今その時間も繰り合わせているところでございます。すいません。
議 長	今年からタブレットでいきましょう。
委 員	そのタブレットというのは、農業委員だけが借りられるのですか。
議 長	推進委員、そこまでの数は無い。地区で一つやな。
事務局	はい。そうなります。伊賀市で持っているのが事務局分も含めて28台ですので、農業委員さん1人に1個ずつになります。
西田委員	だから、大きな地図を貰いますやんか、あれの代わりにタブレットで色を塗ったりっていう感じやんね。
委 員	塗りつぶすようになってるのかな。
事務局	そうなんですけどね。皆さん現地に行って貰っているから分かると思いますけれど、あの地図全てをねえ。元々の地図が現地とぴったり一致していないところもね。でも、伊賀市は90%近くの農地が突合できているというくらいで、100%でないのも何ですけども、他の地区に比べると非常に高い率ではあるんです。この率が低いと現地で使い物にならないので、事務局で調整をしていたところです。
議 長	農業委員会で(地域計画用の現状地図を)貰ってもらった人も居るかと思いますが、農業委員会の地図と我々が色を塗った地図とでは全く違うというかね。変な話、ヤミ小作している所とか全然違いますし、耕作者も違いますし。そやから、その辺から直していかんかかんと思っております。真白の地図ではいかんので、幾らかでも地図に色を塗っていかんと効果がありませんので。取り敢えずは、やってみましょう。
事務局	そうですね。不具合とか、それを修正してくれと依頼してって流れになろうかと思います、最初は。
委 員	説明会は、推進委員さんも出席ですか。
事務局	はい、そうです。
委 員	去年地図を直したところでも、直っていないところがいっぱいある。
事務局	そうですね……。
西田委員	毎年業者には発注してますにやろ。
事務局	そうですね。今までうちが使っていたものと、これから使っていくものとが、ぴったり合っている訳でもありません。業者には地図自体を渡して、こう変更してくれって言っているのですが。
議 長	直ってないのは困るな。その通りにして貰わないと。
議 長	はい。取り敢えずは、今年からタブレットを使うと。よろしくお願いしたいと思います。

議 長	それでは、第15回の総会を終わっていききたいと思います。 次回の総会は、10月10日(木)午後1時30分から、伊賀市役所5階501会議室で開催いたします。これ、場所が違うんやね。 以上をもちまして、伊賀市農業委員会第15回総会を閉会いたします。
-----	--

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 6年10月10日

会長

坂本 榮二

⑩

議事録署名者

門口 哲

⑩

議事録署名者

森田 陽子

⑩